

令和7年度  
西尾市の  
高齢者福祉サービス

西尾市役所  
長寿課

# 目次

	内 容	ページ
1	高齢者配食サービス	1
2	高齢者タクシー利用支援	1
3	緊急通報システム設置	2
4	住宅用火災警報器設置	2
5	家具転倒防止金具（器具）の取付	3
6	避難行動要支援者名簿	3
7	おむつ支給（低所得者世帯）	4
8	訪問理美容利用支援	4
9	認知症介護家族交流会	4
10	家族介護慰労金（低所得者世帯）	5
11	住宅改修費助成金	5
12	居宅介護サービス等利用者負担額助成金（低所得者）	6
13	おむつ代の医療費控除の証明	6
14	障害者控除対象者認定	7
15	離島福祉サービス利用者助成	7
16	在日外国人福祉手当金	7
17	老人福祉センター（西尾・一色）	8
18	図書館資料郵送貸出サービス	8
19	にこやか収集	9
20	粗大ごみの戸別有料収集手数料（減免）	9
21	し尿くみ取り手数料（減免）	9
22	高齢者運転免許証自主返納支援	10
23	特殊詐欺対策装置購入事業費補助金	10

## ◇問 合 先◇

西尾市役所 長寿課	電話65-2121（直通）
西尾市役所 一色支所	電話72-9602
西尾市役所 吉良支所	電話32-1113
西尾市役所 幡豆支所	電話63-0155

## 1 高齢者配食サービス

支所申請可

在宅の高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように支援し、食事を直接手渡しすることで安否の確認を行います。

昼食・夕食どちらも週1日から週7日まで配達可能です。配食の回数は要望に合わせて対応できます。※佐久島での配食サービスは行っていません。

- 対 象 者 市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、次のすべての要件に該当する方
- ① 介護保険法の要介護認定を受け、要支援1以上の方
  - ② 一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の方(施設入所者は除く)
  - ③ 世帯全員が介護保険法の保険料の所得段階が第1段階から第8段階までの方
  - ④ 介護支援専門員が担当として付いていて、サービスを利用することが適切であると確認してもらえる方
  - ⑤ 世帯全員が介護保険料の滞納がない方
  - ⑥ 利用者本人について、調理できないか、調理作業をすることが困難な状況にある方
- 必 要 な 物 申請書(担当する介護支援専門員の署名があるもの)、誓約書
- 助 成 金 額 利用者本人1人につき、1日1食あたり250円です。同日に2食以上注文した場合、2食目は全額利用者の自己負担となります。
- 安 否 確 認 配食は利用者本人に直接手渡し、助成利用券に利用者本人の受領印又はサインをもらって確認します。
- そ の 他 利用方法詳細は申請受付時に説明しますので、基本は親族の方の申請をお願いします。
- 問 合 先 長寿課 高齢者福祉担当 TEL65-2121

## 2 高齢者タクシー利用支援

支所申請可

交通手段の確保が困難な高齢者が医療機関への通院や買い物等のためにタクシー(一般・介護)を利用する場合に料金の一部を助成します。1か月あたり、500円の助成券を3枚交付し

- 対 象 者 ① 市内に住所があり、世帯全員が75歳以上の方で介護保険法の保険料の所得段階が第1段階から第7段階までの方  
※介護タクシー利用券の申請は要支援1以上の方
- ② 次に該当する方は除く。  
自動車を保有、使用している世帯、自動車税、軽自動車税の減免を受けている方、心身障害者福祉タクシー料金助成対象者、日常生活上の支援を行う施設入所者(サービス付き高齢者住宅含)、介護保険料滞納者
- 必 要 な も の 申請書
- 問 合 先 長寿課 高齢者福祉担当 TEL65-2121

### 3 緊急通報システム設置

支所申請可

一人暮らし高齢者で市内に住所を有し、居宅に電話設備のある方に、急病等による緊急時に迅速に対処するため、緊急通報装置を貸与します。

対 象 者 要支援・要介護認定を受けている65歳以上の一人暮らし高齢者及び一人暮らし身体障害者手帳1級又は2級を交付されている方で、次のすべての要件に該当する方

- ① 身体機能低下などのために転倒の危険がある方や、心臓疾患などのために急に動けなくなる危険がある方
- ② 介護保険法の保険料の所得段階が第1段階から第7段階まで(身体障害者の場合は、前年度所得が200万円以下)の方
- ③ 緊急時に状況確認のため、協力していただける近隣の協力員を2名以上確保できる方

負 担 金 なし

必 要 な 物 申請書

問 合 先 長寿課 高齢者福祉担当 TEL65-2121

### 4 住宅用火災警報器設置

支所申請可

火災による逃げ遅れ被害を防ぐために、住宅用火災警報器の設置をします。

対 象 者 65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で、介護保険法の保険料の所得段階が第1段階から第7段階までの方

給 付 限 度 平屋建ての場合:住宅用火災警報器設置数は2個まで(主寝室、台所)  
2階建て以上の場合:3個まで(主寝室、台所、階段室)  
※ 給付限度(個数、額)を超えた額は利用者の負担  
※ 給付決定前に設置したものは、対象外  
※ この制度を以前に利用したことがないこと(利用は1回限り)。  
※ 賃貸住宅は、契約先に確認をしてください。

必 要 な 物 申請書

利用の条件 設置後の維持管理等は対象者が行うこと。

問 合 先 長寿課 高齢者福祉担当 TEL65-2121

## 5 家具転倒防止金具(器具)の取付

支所申請可

地震発生時に家具の転倒を防ぐ、家具転倒防止の金具(L字金具など)で利用頻度の高い居間などの家具を固定します。※建物の構造により、設置できない場合があります。

- 対 象 者 65歳以上の一人暮らし高齢者又は、高齢者のみの世帯で世帯全員が介護保険法の保険料の所得段階が第1段階から第7段階までの方
- 設置個数等 一世帯あたり1回限り、家具5個まで
- 利 用 料 市が定める工事費用と材料代を市が負担します。ただし、負担限度を超えた額は利用者の負担となります。
- 必 要 な 物 申請書(住宅の所有者等の承諾書が必要となる場合があります)
- 問 合 先 長寿課 高齢者福祉担当 TEL65-2121

## 6 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿は、自ら避難することが困難な方々の生命、身体を災害から保護するための基礎となる名簿です。災害時、名簿情報は地域の自主防災会等へ提供されます。同意書を提出されますと、災害が発生する前から名簿情報を地域の自主防災会等に提供することができます。

- 対 象 者 本人又は家族などの同居者のみでは災害時の対応が困難な方  
・75歳以上の一人暮らし高齢者(市実施の高齢者調査登録者)  
・要介護認定3以上の方  
・その他支援を必要としている方
- ※ 対 象 外 ・日常的に自立している方  
・家族などの介護が十分であり、擁護を望まない方  
・施設に入所されている方
- 問 合 先 長寿課 高齢者福祉担当 TEL65-2121

## 7 おむつ支給 (低所得者世帯)

支所申請可

ねたきりや認知症でおむつが必要な高齢者を在宅で介護している同一世帯員一人に、紙おむつ等が購入できる給付券(月額5,500円)を交付します。  
市が指定した薬局・薬店で成人用の紙おむつ、リハビリパンツ、尿とりパッド等が購入できます。

**対象者** 市民税非課税世帯に属する、要介護3、4又は5と判定された65歳以上の高齢者を在宅で介護している同一世帯員(一人のみ)  
※介護保険料滞納者は除く。  
※障害者総合支援法による日常生活用具給付対象者は除く。  
※世帯分離をしている同居家族は除く。

**必要な物** 申請書、介護保険被保険者証

**問合せ先** 長寿課 高齢者福祉担当 TEL65-2121

## 8 訪問理美容利用支援

支所申請可

自宅から外出することが困難なねたきり高齢者等が、訪問理美容サービスを利用した場合に料金の一部を助成します。

**対象者** 市内に住所を有し、在宅で生活する概ね65歳以上の高齢者で、次のすべての要件に該当する方  
① 介護保険法の要介護認定により、要介護4又は5と判定された方  
② 世帯員全員が介護保険料の滞納がない方

**必要なもの** 申請書

**助成金額** 訪問理美容サービス1回の利用につき、1,000円を上限とする利用券を、1年度最大4枚交付します。

**問合せ先** 長寿課 高齢者福祉担当 TEL65-2121

## 9 認知症介護家族交流会

認知症の方を介護する方の不安や戸惑いを解消し、認知症の方と安定した生活ができるよう、介護者同士の交流会を行います。

**日程・会場** 第4水曜日 午後1時30分～3時30分  
市役所内の会議室(開催月によって、日程・会場が変わりますので、長寿課でご確認ください)

**対象者** 市内在住で認知症の家族を介護している方

**参加費** 無料

**参加方法** 申込は必要ありません。直接時間までに会場にお越しください。

**問合せ先** 長寿課 地域支援事業担当 TEL65-2120

## 10 家族介護慰労金 (低所得者世帯)

支所申請可

ねたきりや認知症の高齢者を介護保険制度のサービスを受けずに6か月間在宅で介護している家族に、慰労金を支給します(当該年度1回のみの支給です)。

対 象 者 市民税非課税世帯に属する、要介護4又は5と判定された高齢者を過去6か月間、介護保険のサービスを使わずに在宅で介護している家族  
※介護保険料滞納者は除く。  
※申請する6か月以上前に要介護4又は5と判定されていること。  
※6か月間在宅であること。

支 給 金 額 年額10万円(介護している家族の口座に振り込みます)

必 要 な 物 申請書、介護保険被保険者証、介護している家族の預金通帳

問 合 先 長寿課 高齢者福祉担当 TEL65-2121

## 11 住宅改修費助成金

介護保険で行われる住宅改修費の一部を助成します。

助 成 額 介護保険対象の住宅改修のうち、限度額を超える部分について10万円を上限。ただし、介護保険住宅改修費の2分の1を上限とします(既に介護保険の住宅改修費を上限まで使われた方は対象となりません)。

対 象 者 介護保険の住宅改修費支給申請された方のうち、その上限を超えた方

必 要 な 物 高齢者住宅改修費助成申請書  
(介護保険住宅改修費支給の完了申請時にあわせて提出してください)

問 合 先 長寿課 給付担当 TEL65-2119

## 12 居宅介護サービス等利用者負担額助成金(低所得者)

在宅で介護サービス(住宅改修・特定福祉用具購入は除く)を利用している方の利用料の一部を助成します。

- 対 象 者 ① 要支援・要介護状態と判定された在宅サービス利用者で、世帯全員の市民税が非課税である老齢福祉年金の受給者  
② 要介護3、4又は5と判定された在宅サービス利用者で、世帯全員の市民税が非課税の方  
※ 介護保険料滞納者は除く。  
※ 助成対象となる可能性のある方のケアマネジャーへ案内等を送付
- 助 成 割 合 ①の方 利用者負担額の2分の1、②の方 利用者負担額の5分の1  
※ 高額介護サービス費の支給が受けられる方は、その適用を受けた後の額に對しての助成になります。
- 手 続 き 対象者にはケアマネジャーを通じて3か月ごとに通知します。  
直接通知を受けたい場合は、長寿課給付担当へ連絡してください。
- 必 要 な も の 申請書、該当するサービスの領収書(写しでも可)
- 問 合 先 長寿課 給付担当 TEL65-2119

## 13 おむつ代の医療費控除の証明

支所申請可

おむつ代を所得税や住民税(市県民税)の医療費控除の対象とするための証明書を交付します。

傷病によりおおむね6か月以上寝たきり状態にあり、治療のためにおむつの使用が必要な方は、そのおむつ代を所得税や住民税の医療費控除の対象とすることができます。通常は、医師の証明する「おむつ使用証明書」を添付しますが、下記の対象者は市で交付する「要介護認定にかかる主治医意見書の確認書」を医師の証明書の代わりとすることができます。

※主治医意見書の内容によっては医師の証明書が必要な場合もあります。

- 対 象 者 介護保険の要介護認定を受けている方のうち、要介護認定にかかる主治医意見書の内容が一定の要件を満たしている方
- 必 要 な も の 控除対象者や申請者の確認ができるもの(介護保険被保険者証など)
- 問 合 先 長寿課 認定担当 TEL65-2123

## 14 障害者控除対象者認定

支所申請可

所得税や住民税(市県民税)を申告するときに障害者控除を受けるには、通常は障害者手帳などを提示しますが、65歳以上の寝たきりや認知症などの方で、一定の要件を満たせば市で交付する「障害者控除対象者認定書」を添付することで障害者控除を受けることができます。

必要な物 控除対象者や申請者の確認ができるもの(介護保険被保険者証など)

問合せ先 長寿課 認定担当 TEL65-2123

## 15 離島福祉サービス利用者助成

佐久島に在住する方が介護保険制度で、介護サービスを利用するために必要な渡船運賃や手荷物料金を助成します(普通乗船券、島民乗船券以外は、事前協議が必要です)。

対象者 佐久島に在住する方で介護保険制度で介護サービスを利用するため、渡船運賃等を支払った方

必要な物 申込書、渡船運賃等の領収書  
事業者が対象者に請求すべき渡船運賃等がある場合は次の物も必要です。  
(請求書、サービス提供票の写し)

問合せ先 長寿課 高齢者福祉担当 TEL65-2121

## 16 在日外国人福祉手当金

日本に在留する外国人で国民年金等の給付を受けることができない方に、福祉手当金を支給します。

対象者 大正15年4月1日以前に生まれた方で、次のすべての要件に該当する方

- ① 昭和57年1月1日前から平成24年7月9日から引続き外国人登録されており、平成24年7月8日後は住民基本台帳に記載のある方
- ② 市内に引き続き1年以上居住している方
- ③ 厚生年金その他の公的年金等を受給していない方

支給金額 月額1万円(9月と3月に申請者の口座に振込みます)

必要な物 申請書、所得証明書、住民票の写し、申請者名義の預金通帳

問合せ先 長寿課 高齢者福祉担当 TEL65-2121

## 17 老人福祉センター(西尾・一色)

教養講座、浴室、囲碁・将棋、カラオケ等高齢者が、いつまでもいきいきと生活できるように、地域の仲間と交流できる場を提供しています。

対 象 者 60歳以上の方

利 用 料 無料(講座によって教科書代がかかる場合があります)

利 用 可 用  
時 間

会 場	利用時間	浴室利用時間
西尾老人福祉センター	午前9時～午後5時 祝日 年末年始を除く。	午前10時～午後3時 土、日、祝日 年末年始を除く。
一色老人福祉センター	午前9時～午後4時30分 土、日、祝日 年末年始を除く。	正午～午後3時 土、日、祝日 年末年始を除く。

問 合 先 西尾市社会福祉協議会(西尾老人福祉センター) TEL56-5900  
西尾市社会福祉協議会一色支所(一色老人福祉センター) TEL72-9654

## 18 図書館資料郵送貸出サービス

高齢者で図書館へ来館することが困難な方は、図書館が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料などをご自宅まで郵送します。貸出、返却に係る送料は、往復ともに市が負担します。

対 象 者 市内にお住まいの方で、次のいずれかに該当する方  
① 介護保険制度の要介護認定が要介護3以上の方  
② 75歳以上の高齢者で構成される世帯の方

必 要 な 物 郵送貸出サービス利用申請書、住所及び要件確認書類(医療保険証、介護認定のある場合は介護保険被保険者証)  
※貸出カードがない方は、貸出カード交付申請書も同時にご提出ください。

問 合 先 図書館 郵送貸出担当 TEL56-6200 FAX56-5670  
Eメール tosyokan@city.nishio.lg.jp

## 19 にこやか収集

ごみを所定のステーションまで出すことが困難な高齢者の世帯に対して、ごみの継続的な戸別収集を週1回行います。

- 対 象 者 高齢者の世帯(65歳以上で要介護・要支援等の認定を受けている世帯)かつ、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、自力でごみ等を出すことが困難な世帯
- 収集するごみの種類 燃えるごみ、燃えないごみ、プラスチック製容器包装、空き缶、空きびん、紙類(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑がみ)、小型家電、ペットボトル、白色トレイ、乾電池、蛍光灯  
※ただし、一時多量ごみ(片付けごみや剪定ごみなど)は収集しません。
- 注 意 点 ・申込み後、世帯を訪問調査して収集を決定します。(申し込んだ時点で収集を決定するものではありません。)  
・訪問調査には、親族や介護者に立会いをお願いしています。
- 問 合 先 ごみ減量課(浄化センター内)  
Tel 65-3883 FAX 65-3880

## 20 粗大ごみの戸別有料収集手数料(減免)

粗大ごみ(市の指定袋やコンテナに入らないごみ)の戸別有料収集の手数料が無料になります。

- 対 象 者 世帯全員が70歳以上の方で構成される世帯
- 注 意 点 ・事前申込みが必要です。  
・事前申込み時に粗大ごみのサイズ(3辺)の申告が必要です。  
・収集は事前申込みをした日の翌週になります。  
西尾地区…翌週木曜日 一色・吉良・幡豆地区…翌週金曜日
- 問 合 先 ごみ減量課(浄化センター内)  
Tel 65-3883 FAX 65-3880

## 21 し尿くみ取り手数料(減免)

し尿くみ取り手数料を減免します。浄化槽の清掃・保守点検は該当しません。

- 対 象 者 世帯全員が70歳以上の方で構成されている世帯
- 問 合 先 ごみ減量課(浄化センター内)  
Tel 65-3883 FAX 65-3880

## 22 高齢者運転免許証自主返納支援

申請日から5年後の年度の末日まで、六万石ぐるりんバスの運賃が無料に、いこまいかーの運賃が100円割引になります。また、交通安全啓発品を進呈します。

- 対 象 者 次の条件をすべて満たす方
- ① 西尾市に住民登録している75歳以上の方
  - ② 運転免許証を自主返納してから1年以内の方
- 注 意 点 ・ 警察署で自主返納手続きを終えてから、市役所に申請してください。  
・ 運転免許証を自主返納せず、有効期限が切れた場合は支援対象となりません。
- 問 合 先 危機管理課 交通・防犯担当 TEL 65-2196

## 23 特殊詐欺対策装置購入事業費補助金

特殊詐欺対策機能がついた固定電話機など、特殊詐欺対策装置の購入費に対して補助金を交付します。

- 対 象 者 次の条件をすべて満たす方
- ① 市内在住で、申請年度末に満65歳以上の方、又はその方が属する世帯の構成員
  - ② 市税の滞納が無い方
- ※ その他条件有り
- 注 意 点 ・ 市外の店舗で購入した装置は、補助対象となりません。  
・ 装置購入前に、店舗等で補助対象装置かご確認ください。  
・ 装置購入時に、ポイント等を使用した場合は、補助金額が減額となります。  
・ 装置購入後30日以内に、危機管理課へ申請してください。ただし、3月中に購入した場合は、3月31日までに申請してください。
- 問 合 先 危機管理課 交通・防犯担当 TEL 65-2196

## 高齢者のご相談は、地域包括支援センターへ！

名 称・所在地	担当地区	電 話（上段） ファックス（下段）
西尾市地域包括支援センター東部・八ツ面 西尾市総合福祉センター内 花ノ木町2丁目1	八ツ面小学校区 三 和小学校区 室 場小学校区	TEL 56-1021 FAX 56-1215
西尾市地域包括支援センター西尾 なかざわ記念クリニック内 寄住町洲田20-1	西 尾小学校区 花ノ木小学校区	TEL 54-8998 FAX 54-5790
西尾市地域包括支援センター平坂 西尾病院内 和泉町22	平 坂小学校区 矢 田小学校区 中 畑小学校区	TEL 55-7373 FAX 55-7374
西尾市地域包括支援センター鶴城 米津老人保健施設内 桜町4丁目31	鶴 城小学校区 米 津小学校区 西野町小学校区	TEL 55-3155 FAX 64-0017
西尾市地域包括支援センター寺津福地 特別養護老人ホームせんねん村内 平口町大溝77	寺 津小学校区 福地南部小学校区 福地北部小学校区	TEL 64-0002 FAX 65-6501
西尾市地域包括支援センター一色 一色老人福祉センター内 一色町前野新田48-3	一色中学校区 佐久島地区	TEL 72-9654 FAX 73-6690
西尾市地域包括支援センター吉良幡豆 吉良町寺嶋御手洗31-2	吉良中学校区	TEL 65-0501 FAX 65-0502
はずサブセンター 西尾市役所幡豆支所内 西幡豆町仲田14-2	幡豆中学校区	TEL 65-2877 FAX 65-2878

※お住まいにより、担当地域包括支援センターが異なります。お住まいの地区の地域包括支援センターにご相談ください。

※相談は無料です。

※相談内容について他者に漏らすことはありません。